

長崎県立五島海陽高等学校（鬼岳会）会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は「長崎県立五島海陽高等学校鬼岳会(きがかい)」と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦連絡を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は目的を達成するため次の事業を行う。
1. 母校の事業の補助
 2. 会報および会員名簿の発行
 3. その他必要な事項
- 第4条 本会の会員は通常会員と特別会員とで構成する。
1. 通常会員は母校卒業生およびかつて母校に在籍した者で常任幹事会の承認を得た者とする。
 2. 特別会員は母校現職員並びに旧職員とする。
- なお、母校とは長崎県立五島商業高等学校並びに長崎県立五島海陽高等学校をいう。
- 第5条 本会の事務局は長崎県立五島海陽高等学校内（長崎県五島市坂の上一丁目6番地1）に置く。

第 2 章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|-----|-----|-----|------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 3 名 | 顧 問 | 若干名 | 常任幹事 | 若干名 |
| 幹 事 | 若干名 | 学 校 幹 事 | 若干名 | 監 査 | 2 名 | | |
- 第7条 役員は次の方法で選出する。
1. 会長、副会長、監査は常任幹事会で推薦し、総会で決定する。
 2. 顧問は母校の学校長および歴代の校長、本会の歴代の会長、他承認を得た者とする。
 3. 幹事は各回会員の中から選出する。
 4. 常任幹事は各回幹事の互選により選出する。
 5. 学校幹事は母校に勤務している職員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 3. 常任幹事は会務を審議し、これを執行する。
 4. 幹事は常任幹事の選出、ならびに本会の実務を司り同期生への連絡に当たる。
 5. 学校幹事は会長の指揮を受けて庶務および会計の事務を処理する。
 6. 監査は会計を監査する。
- 第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし任期を過ぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。

第 3 章 会 議

- 第10条 総会は毎年1回開く。
- 会長および常任幹事会が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。
- 第11条 総会は次のことを行う。
1. 会則の改正
 2. 会長、副会長、監査の承認
 3. 予算・決算の審議と承認
 4. 事業計画の決定
 5. その他必要事項
- 第12条 常任幹事会は会長、副会長、常任幹事、学校幹事をもって構成する。
- 第13条 総会および常任幹事会における議事は出席者の過半数により決定する。

第 4 章 会 計

- 第14条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてるものとする。
- 第15条 通常会員は会費として入会の際に3,600円を納入する。
- 第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 5 章 支 部

- 第17条 本会は支部を置くことができる。
- 第18条 支部を設立した時は支部名、事務局、支部長ほか役員を定めて本会に通知するものとする。
- 第19条 支部長は本会の幹事を兼任する。
- 第20条 支部はその活動状況を適宜に本会に報告するものとする。

附 則

- (1) 本会の運営上必要な詳細は別に定める。
- (2) この会則は昭和54年4月1日から施行する。
- (3) 平成8年5月一部改正
- (4) 平成13年5月一部改正
- (5) 平成17年5月一部改正
- (6) 平成18年5月一部改正
- (7) 平成19年5月一部改正
- (8) 平成26年11月一部改正